

○京都府立大学における研究活動上の 不正行為等への対応に関する規程

(平成 25 年度京都府立大学規程第 1 号)

(目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日付け文部科学大臣決定）」及び「科学研究における健全性の向上について（平成 27 年 3 月 6 日付け日本学術会議回答）」に基づき、京都府立大学（以下「本学」という。）において、研究活動上の不正行為等が行われ、又はその疑いがある場合に厳正かつ適切に対応し、もって不正行為を防止するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において研究活動とは、本学における全ての研究活動をいう。

- 2 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員及び学生並びに本学の施設設備を利用して研究活動を行い、又は行っていた者をいう。
- 3 この規程において「研究活動上の不正行為等」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号に掲げる「特定不正行為」及び「不適切行為」（以下「不正行為等」という。）をいう。

(1) 特定不正行為

- ア ねつ造 データ、研究結果等を偽造して、これを記録し、又は報告若しくは論文等に利用すること。
- イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、これにより変更・変造したデータ、結果等を用いて研究の報告、論文等を作成し、又は発表すること。
- ウ 盗用 他人のアイデア、分析・解析方法、研究結果、論文又は用語を当該他人の了解を得ず、又は適切な表示をせずに使用すること。

(2) 不適切行為

- ア 二重投稿 印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文等と同一と見なされる内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること。ただし、投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。
- イ 不適切なオーサーシップ 研究論文等の著書リストにおいて、著書としての資格を有しないものを挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外すること。

(研究者の責務)

第3条 本学の研究者等は、本学の理念・行動憲章に依拠しつつ、日本学術会議が定める「学者の行動規範－改訂版－（平成 25 年 1 月 25 日）」に謳われた内容を踏まえ、公正な研

究活動を行わなければならない。

- 2 本学の研究者等は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受けなければならない。
- 3 本学の研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を、一定期間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 前項に規定する一定期間については、学長が別に定める。

(最高管理責任者)

- 第4条** 本学における研究活動上の不正行為等への対応を総括し、最終的な責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもってこれに充てる。
- 2 最高管理責任者は、第5条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進・研究倫理教育責任者が、責任を持って不正行為等への対応が行えるよう指導する。

(統括管理責任者)

- 第5条** 本学における研究活動上の不正行為等への対応について、最高管理責任者を補佐するとともに、不正行為への対応について本学全体を統括し、必要な措置を講ずるため、統括管理責任者を置き、副学長のうち学長が指名する者をもってこれに充てる。
- 2 統括管理責任者は、第13条に規定する調査委員会の委員長になるとともに、本学全体の研究倫理教育の企画及び研究倫理に関する国内外における情報の収集及び周知、並びにその他研究倫理に関する事項を扱う。

(コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者)

- 第6条** 本学における研究活動上の不正行為等への対応について、本学の各学部・研究科（以下「各所属」という。）において責任を負う者として、コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者を置き、各学部・研究科の長をもってこれに充てる。
- 2 コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者は、各所属における研究倫理に関する責任を負うとともに、各所属における研究倫理教育を定期的に実施しなければならない。

(受付窓口)

- 第7条** 本学における研究活動上の不正行為等に関する学内外からの通報及び告発（以下「通報等」という。）並びに通報等に関する相談を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）は企画・地域連携課とし、企画・地域連携課に受付窓口担当者（以下「担当者」という。）を置く。
- 2 受付窓口の受付責任者（以下「受付責任者」という。）は、企画・地域連携課長とする。

- 3 受付窓口は、通報等を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者に報告する。
- 4 受付責任者及び担当者は、通報等に関し自己と利害関係を有する事案に関与してはならない。
- 5 受付責任者及び担当者は、通報等を受ける際は、当該通報等の内容等について、受付窓口の担当者以外が見聞できないよう、通報等を行った者の秘密を守るために適切な配慮を行うものとする。

(守秘義務)

第8条 本学の研究者等及び受付責任者、担当者、並びに第13条で規定する調査委員会の委員は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、本学の研究者等、受付責任者、担当者、並びに調査委員会の委員は、その職を退いた後も同様とする。

(通報等の方法)

第9条 通報等は、受付窓口への書面（ファックス及び電子メールを含む。以下同じ。）の提出若しくは送付又は電話若しくは面談により行うものとする。

- 2 前項の通報等は、顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
 - (1) 不正行為等を行ったとする研究者等の氏名
 - (2) 不正行為等の具体的な内容
 - (3) 不正行為等の内容を不正とする合理的な理由及び根拠、並びにその物証等
- 3 報道、学会又は他機関から不正行為等が指摘された場合にも、最高管理責任者は、当該内容に応じて顕名による通報等があった場合に準じて取扱うことができる。
- 4 受付責任者は、通報等を受け付けたときは、当該通報等を行った者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。この場合において、受付責任者は、当該通報者に対して、さらに詳しい情報の提供、若しくは当該通報に基づいて行う調査等への協力について依頼することができる。
- 5 最高管理責任者は、当該通報等の対象に他機関に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の長に当該通報等を回付する。

(通報等に関する相談の取扱い)

第10条 通報等に関する相談は、受付窓口への書面の提出若しくは送付又は電話若しくは面談により行うものとする。

- 2 受付責任者は、前項の相談を受け付けた場合において必要と認めるとときは、当該相談者に対して通報等の意思を確認し、又は通報等に準じて取り扱うことができるものとする。
- 3 受付責任者は、第1項の相談を受け付けた場合は、最高管理責任者に報告する。

(予備調査)

第 11 条 最高管理責任者は、第 7 条第 3 項の規定による報告を受けたときは、速やかに不正行為等を行ったとされる研究者（以下「被通報者」という。）の所属するコンプライアンス推進・研究倫理教育責任者に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、当該報告を受けた日から概ね 30 日以内に、その調査結果の報告を受けるものとする。

- (1) 当該通報等がされた不正行為等が行われた可能性
 - (2) 第 9 条第 2 項第 3 号の規定により示された合理的理由と当該通報等がされた不正行為等との関連性・論理性
 - (3) 当該不正行為等が行われてから通報等がなされるまでの期間が、データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬その他研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるか否か
 - (4) その他最高管理責任者が必要と認める事項
- 2 コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者は、前項の予備調査の実施に関し、通報者、被通報者及びその他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。
- 3 前項の協力を求められた通報者、被通報者及びその他関係者は、誠実にこれに協力し、正当な理由なくこれを拒絶することができない。

(本調査)

第 12 条 最高管理責任者は、前条の予備調査の結果等に基づき、当該通報等がなされた事案について、さらに本格的な調査（以下「本調査」という。）をすべきか否かを速やかに決定する。

- 2 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに調査委員会を設置し、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知する。また、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、資金配分機関及び関係省庁に対しても本調査を行う旨を通知する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは理由を付してその旨を通報者に通知する。
- 4 最高管理責任者は、前条の予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと判断されたときは、通報者が所属する長にその旨を通知する。
- 5 最高管理責任者は、第 3 項に定める通知を受けた通報者から当該調査の結果について異議の申出があったときは、必要に応じて前条の予備調査について、当該コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者に再調査を求めることができる。

(調査委員会)

第 13 条 調査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、統括管理責任者をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる委員をもって充てる。ただし、通報者及び被通報者と直接の

利害関係を有するものを除く。

(1) 被通報者の所属するコンプライアンス推進・研究倫理教育責任者

(2) 最高管理責任者が必要と認める本学教職員

(3) 事務局長

(4) 専門的知識を有する本学以外の者で最高管理責任者が認めた者

4 調査委員会の委員の半数以上は、前項第4号の者でなければならない。

5 調査委員会の事務は、事務局において行う。

(調査開始の通知等)

第14条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を通報者及び当該被通報者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に書面により異議申立をすることができる。

3 前項の異議申立があった場合、最高管理責任者はその内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立に係る委員を交代させることができる。

4 最高管理責任者は、前項の審査の結果並びに委員を交代させたときは当該調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

第15条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会における調査は、当該通報等において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、データその他の資料の精査及び関係者のヒアリングにより実施する。

3 前項の調査に際しては、被通報者に対し、弁明の機会を与えてその聴取をするとともに、再実験等を要請する場合には、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を与えるなければならない。

4 被通報者は、前項の弁明の機会において、当該通報等の内容を否認するときは、当該研究が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

5 調査委員会は、第2項の調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

6 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力し、正当な理由なくこれを拒絶することができない。

7 調査委員会は、第2項及び前項の調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。

8 調査に当たっては、調査対象の研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しく

は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上（通報者に情報提供を行う場合を含む。）必要な範囲以外に漏洩することのないよう配慮しなければならない。

(認定の手続)

第 16 条 調査委員会は、本調査の開始後概ね 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 調査委員会は、不正行為が行われなかつたと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 3 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、第 1 項及び第 2 項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 16 条の 2 調査委員会は、被通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

(調査結果の通知)

第 17 条 最高管理責任者は、調査の結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為等に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）及び被通報者が所属する長に通知するとともに、被通報者に他機関に所属する者がある場合は、当該所属機関の長にも通知するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、最高管理責任者は、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関及び関係省庁に対しても当該調査の結果を通知する。
- 3 最高管理責任者は、調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、通報者が所属する長（他機関に所属する者であるときは、当該他機関の長。）に通知する。

4 前3項に定めるもののほか、最高管理責任者は、必要に応じ関係機関に当該調査の結果を通知する。

(不服申立)

第18条 調査の結果、不正行為等が行われたと認定された被通報者は、前条第1項の通知を受けてから14日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

2 調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立てにより次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく通報等と認定された者を含む。）は、前条第1項の通知を受けてから14日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

3 最高管理責任者は、調査委員会が当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと判断した場合、又は、不服申立てが単に調査の引き延ばしや認定に伴う措置の先送りを目的とするものと判断した場合は、不服申立てを受けないことができる。

4 最高管理責任者は、第1項の不服申立てを受けたとき、又は、第3項の不服申立てを受けないとしたときは、その旨を通報者に通知し、及び当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関及び関係省庁に対してもその旨を通知する。再調査開始の決定をしたときも同様とする。

5 最高管理責任者は、第2項の不服申立てを受けたときは、通報者が所属するコンプライアンス推進・研究倫理教育責任者、及び被通報者に通知し、及び通報者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関及び関係省庁に対してもその旨を通知する。

6 前項に定めるもののほか、最高管理責任者は、必要に応じ関係機関に当該不服申立てを受けた旨を通知する。

(不服申立ての審査及び再調査)

第19条 最高管理責任者は、前条第1項又は第2項の不服申立てを受けたときは、当該調査を行った調査委員会に不服申立ての審査を行わせる。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合において最高管理責任者が必要と認めるときは、当該調査委員会の委員を交代させ、又は新たに調査委員会を設置するものとする。

2 前項の審査においては、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに最高管理責任者に報告する。

3 最高管理責任者は、被通報者及び通報者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査を行う決定を行ったときは、被通報者に対し、第16条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、又は打ち切ることができる。

- 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日から概ね 50 日以内に、調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 5 前項の調査結果を通知する場合は、第 17 条各項の規定に準じて行うものとする。

(調査結果の公表等)

- 第 20 条** 最高管理責任者は、調査委員会の本調査又は再調査の結果の報告において、不正行為等が行われた旨の報告を受けた場合は、次の事項を公表するものとする。
- (1) 不正行為等に関与した者の所属及び氏名
 - (2) 不正行為等の内容
 - (3) 最高管理責任者又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
 - (5) 調査の方法、手順等
 - (6) その他最高管理責任者が必要と認める事項
- 2 最高管理責任者は、調査結果の報告において、不正行為等が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
 - 3 最高管理責任者は、調査結果の報告において、不適切行為が行われたと認定した場合、当該不適切行為が与える学術的及び社会的影響に配慮し、当該投稿先学術誌を所管する機関等と協議の上、公表しないことができる。
 - 4 最高管理責任者は、調査結果の報告において、当該通報等が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、通報者の所属及び氏名を公表する。
 - 5 最高管理責任者は、公表において研究者等の中に、学生及び本学の卒業生、並びに本学以外の研究者等が含まれているときは、当該事案に応じて適切な配慮を行うこととする。

(調査中における一時的措置)

- 第 21 条** 最高管理責任者は、第 12 条の本調査を行うことを決定したときは、第 16 条の調査結果の報告を受けるまでの間、当該通報等をされた研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講じることを当該コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者その他の関係者に求めることができる。

(認定後の措置)

- 第 22 条** 最高管理責任者は、調査結果の報告において、不正行為等が行われた旨の報告を受けた場合は、前条の規定により講じられた措置の延長を当該コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者その他の関係者に求めることができる。
- 2 最高管理責任者は、調査結果の報告において、不正行為等が行われていない旨の報告を受けた場合は、前条及び第 15 条第 7 項の証拠保全の措置その他当該通報等に基づき講じ

た一切の措置を解除し、及び当該事案において不正行為が行われていない旨を関係者又は関係機関に周知するなど、不正行為等が行われていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

- 3 最高管理責任者は、調査結果について、第 18 条の不服申立があったときは、第 1 項により講じた措置を保留し、又は前条の措置を講じるなど、必要な措置を講じるものとする。
- 4 前項の措置を講じた場合において、最高管理責任者は、当該不服申立に関し、第 19 条第 4 項の規定による調査結果の報告を受けたときは、当該報告に基づき、第 1 項又は第 2 項に定める措置及び必要に応じて第 20 条の規定による公表の措置を講じるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

- 第 23 条** 最高管理責任者及び統括管理責任者並びにコンプライアンス推進・研究倫理教育責任者は、通報等をしたことを理由に、当該通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 最高管理責任者及び統括管理責任者並びにコンプライアンス推進・研究倫理教育責任者は、単に通報がなされたことのみを理由に、当該被通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(処分)

- 第 24 条** 最高管理責任者は、第 16 条第 4 項の規定に基づき、調査委員会が不正行為等を認定したと報告を受けた場合、又は、第 19 条第 1 項の規定に基づき再調査した結果、調査委員会が不正行為等を認定したと報告を受けた場合は、被通報者の処分に関して、京都府公立大学法人教職員の懲戒等に関する規程（平成 20 年 6 月 19 日 京都府公立大学法人規程第 29 号）第 4 条に基づき、京都府公立大学法人理事長に対し、審査請求を行うことができる。
- 2 最高管理責任者は、第 16 条第 2 項の規定に基づき、調査委員会が不正行為が行われていないと認定したとき、併せて悪意による告発があったと認定したと報告があった場合は、通報者の処分に関して、前項の規程に準じて行うものとする。
 - 3 最高管理責任者は、調査委員会が不正行為等を認定した者が本学学生であるとの報告を受けた場合は、被通報者の処分に関して、京都府立大学学生懲戒規程（平成 27 年 4 月 1 日 京都府立大学規程第 2 号）に基づき、懲戒を行うことができる。
 - 4 最高管理責任者は、調査委員会が不正行為が行われていないと認定した者が本学学生であり、併せて悪意による告発があったと認定したと報告があった場合は、通報者の処分に関して、第 3 項の規定に準じて行うものとする。

(雑則)

- 第 25 条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、最高管理責任者が定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 15 日から施行する。